定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年八月三日

福岡県筑後市大字常用六〇一番地

株式会社市丸技研

代表取締役　松浦　賢治

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社角田青果並びに株式会社白石青果と合併して株式会社仙南青果（住所宮城県柴田郡大河原町字新東一九番地二）を設立することにより、解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年九月六日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年八月三日

宮城県柴田郡大河原町字新東一九番地の二

株式会社宮城県南青果

代表取締役　加納　厚志

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社宮城県南青果並びに株式会社白石青果と合併して株式会社仙南青果（住所宮城県柴田郡大河原町字新東一九番地二）を設立することにより、解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年九月六日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年八月三日

宮城県角田市角田字野田前三二番地

株式会社角田青果

代表取締役　佐藤　良一

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社宮城県南青果並びに株式会社白石青果と合併して株式会社仙南青果（住所宮城県柴田郡大河原町字新東一九番地二）を設立することにより、解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年九月六日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年八月三日

宮城県白石市福岡長袋字八斗蒔一番地

株式会社白石青果

代表取締役　鈴木　實

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である崔榮津が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年八月三日

東京都新宿区早稲田鶴巻町五四七番地富岡ビル一〇二

株式会社エゴシステムズ

日本における代表者　崔　榮津

限定承認公告

本籍千葉県成田市上町八九〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　京須　清

右被相続人は平成二十一年十二月十六日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十二日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月三日

千葉県成田市加良部一―一―三―九〇二

限定承認者　京須　俊明

限定承認公告

本籍川崎市多摩区登戸二六七一番地、最後の住所川崎市多摩区中野島五丁目二番一〇―一一〇九号　被相続人　亡　大場　剛

右被相続人は平成二十二年四月二十五日死亡しその相続人は平成二十二年七月二十六日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月三日

川崎市多摩区中野島五丁目二番一〇―一一〇九号

相続財産管理人　大場真理子

限定承認公告

本籍岐阜県大垣市久瀬川町二丁目三一番地、最後の住所岐阜県安八郡神戸町大字西保七五一番地の一三　被相続人　亡　柳瀬　貞治

右被相続人は平成二十一年七月十一日死亡し、その相続人は平成二十二年五月二十一日岐阜家庭裁判所大垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月三日

岐阜県安八郡神戸町大字西保七五一番地の一三

相続財産管理人　柳瀬千寿子

限定承認公告

本籍岐阜県大垣市久瀬川町二丁目三一番地、最後の住所岐阜県大垣市開発町一丁目一三番地　被相続人　亡　柳瀬　利治

右被相続人は平成二十二年三月六日死亡し、その相続人は平成二十二年五月二十一日岐阜家庭裁判所大垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月三日

岐阜県安八郡神戸町神戸六八〇―一

相続財産管理人　柳瀬　成秀

限定承認公告

本籍大阪市大正区泉尾一丁目三〇九番地、最後の住所大阪市大正区泉尾一丁目三二番一三号　被相続人　亡　荒木　一男

右被相続人は平成二十二年三月七日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月三日

大阪市大正区泉尾一丁目三二番一三号

相続財産管理人　荒木　邦彦

限定承認公告

本籍鳥取市気高町宝木三一五番地、最後の住所鳥取市気高町宝木三一六番地一　被相続人　亡　和田　恭典

右被相続人は平成二十二年三月二十四日死亡し、その相続人は平成二十二年七月二十三日鳥取家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月三日

鳥取県米子市加茂町二丁目一一二番地リツリンビル2F　和心総合法律事務所

相続財産管理人和田陽子

代理人　弁護士　岸田　和久

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を四十一億三千万円減少し、十九億七千百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は設立後最初の決算期が到来していないため、最終の貸借対照表は存在しません。

平成二十二年八月三日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

東京ベイプロパティー特定目的会社

取締役　大塚　幹生

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年七月二十六日開催の総会において、出資一口の金額を十五万円から五万円に減少することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

平成二十二年八月三日

大分市日岡二丁目七番二四号

大分県鉄筋工事業協同組合

代表理事　水田　一寛

訂正公告

平成二十二年七月二十六日（号外第一五六号）掲載の第八期決算公告（枠組）中、「金額（十円）」とあるは「金額（百万円）」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年八月三日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

オリックス・ローン事務センター株式会社

取締役社長　赤井　久男

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二	上	終りから一四	第七項から第九項まで	第七項から第九項まで

平成二十二年七月十五日法務省告示第三百六十五号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

二ページ四段一八行目から一九行目を削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月三日付第一六二号九六　ページ●同日付政府調達第一四四号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）